

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
104	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	スクールカウンセラー等活用事業の見直し	スクールカウンセラー等活用事業について、事業主体は都道府県・政令市のみとなり、学校の実態に応じた、より機動的な配置を可能とするため、実施主体に市町村を加えること	スクールカウンセラーについては、文部科学省の方針と同様、本県においては県内の全公立小中学校(指定都市を除く)に配置している。しかしながら、県事業の予算規模を基に配置しているため、複数校を業務させることで、全校配置を達成している。そのため、学校によって配置頻度が週1回～月1回と幅がある上、市町村が本来要望している頻度とも乖離があるのが現状である。県としても、市町村に対して、スクールカウンセラーと連携した対応の徹底を働きかけているが、補助事業者が都道府県・指定都市に限定されていることから、各学校の現状に応じた、市町村による機動的な教育相談体制の構築に支障が生じている。	補助事業者を、市町村にも拡大することができれば、県の予算規模に関わらず、市町村が自らの課題に応じてスクールカウンセラーの配置校や配置頻度等を決定し、より学校の実態に即した重点的な対応が可能となる。	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校等支援等総合推進事業)交付要綱第20条に基づく、スクールカウンセラー等活用事業実施要項の2	文部科学省	岡山県	新海市、春日井市、徳島県、久留米市	○県の配置で不足する部分について、市の単独事業として追加配置しているが、限られた予算の中で実施するため、十分行き届かないケースが存在する。市町村を補助事業の実施主体に加え、財源とすることで、配置時間の増加等につなげることが考えられるが、県の配置を現状維持することが前提でなければ、市町村の負担が増えることになりかねないことが懸念されるため、制度改正にあつては、その面の考慮をいただきたい。 ○当市においては、全ての市立小中学校・特別支援学校・高等学校及び一部の中学校に対して市費配置のスクールカウンセラーを派遣している。いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加に伴い、カウンセラーの派遣回数を増やすなど、学校におけるカウンセリング機能の充実に図る必要がある。しかし市町村で実施する事業は、補助事業対象に認められていないことから、市の財政上、スクールカウンセラーの増員が難しく、現状では十分な体制が構築できていない。 ○当県においては、中学校を拠点校に、小学校を対象校として県内の全公立小中学校に配置する体制を整備しているが、複数校を業務するなど、スクールカウンセラー一人当たりの担当校数が多く、学校によって配置頻度が週1回～月1回となっており、全ての事業に対応することが困難である。また、スクールカウンセラーへの相談件数が年々増加するなど、相談需要が高まっており、スクールカウンセラーの配置拡充が市町村等から求められている。しかしながら、県事業の予算規模を基に配置しているため、市町村が本来要望している頻度とも乖離があるのが現状である。そのため、学校の実態に応じた、より機動的な配置を可能とするため、実施主体に市町村を加える必要がある。 ○当市では、県派遣のスクールカウンセラーを中学校全校に配置している。中学校区の各小中学校も派遣対象校となっているが、現状としては小学校への派遣は難しい状況である。緊急派遣等が必要な事業が生じた場合も同様であり、その際は市派遣のスクールカウンセラーのみで対応せざるを得ないのが現状である。
153	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	標準授業時数の廃止	学習指導要領に定める学習内容を維持しつつ、標準授業時数の廃止を提案するもの。	児童生徒の学習の進度や興味・関心はそれぞれ異なり、全員が同一の授業時数を同一の時間帯に履修することで、同一の学習内容が身につくわけではない。学習指導要領に定める学習内容を真に定着させるためには、個別化・柔軟化した教育課程の編成を可能にする必要がある。現行法では、教育課程の教科、時数等が定められており、より柔軟に個別化した教育課程を編成するためには支障がある。	学校教育法施行規則第51条(小学校)、第73条(中学校)に各学年における各教科ごとの授業時数が標準授業時数として規定され、各学校はこれに準じて教育課程を編成している。標準授業時数については、各教科の指導内容や目標を重視し、履修内容の確実な実施を前提に、学校の判断の下、教科間の授業時数のやり取りができれば、児童生徒の学習進度に応じたカリキュラム編成が可能となり、個別学習と協同的学習を柔軟に組み合わせた系統的な学習や、課題の発見や解決能力を育成するプロジェクト型の学習が可能となる。このことは、児童生徒一人ひとりに応じた学びの実現の支援につながるものである。また本市では、令和2年度にはタブレット、電子黒板等が全校に整備される予定で、ICT活用やプログラミング教育を生かした特色ある教育課程を編成するなど、学校の特色を活かした教育課程が実現できる。	学校教育法施行規則第51条 学校教育法施行規則第73条	文部科学省	熊本市		
154	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象として、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者にレシートの提出等を求め、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。また、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。	定額支給にすることにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が小さくなる。また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請を怠っていた世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。	特別支援学校への就学奨励に関する法律	文部科学省	熊本市	福島県、埼玉県、新次市、入間市、神奈川県、平塚市、鎌倉市、新海市、大野市、多治見市、浜松市、豊橋市、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、川西市、南阿わじ市、鳥取県、岡山県、高松市、愛媛県、宇和島市、久留米市、大村市、宮崎県	○保護者が提出したレシートの確認作業が煩雑であり、時間を要している。また、レシートの紛失や用品名の確認が取れないため、購入したと思われるが支給できない事例も発生している。 ○学用品購入費では、購入に要した実費をレシート等で確認しているが、インターネットでの購入については確認が難しく、一部支給が認められない事例もある。また、学校でレシートの内容や限度額を見据えて支給状況を常に確認しておかなければならず、事務の負担となっている。 ○特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、学校幹旋分の金額を学校事務員が確認、記入したものを保護者に配布し、保護者にレシートの提出等を求め、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認する必要がある。また、大変煩雑な事務処理を行っている。また、学校は対象児童生徒が学校幹旋で購入したものの金額の管理、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。準要保護児童生徒扶助費については定額にしている。制服、ランドセル等購入単価を考えるとほとんどの対象者が上限に達していると思われる。レシートの提出及び確認に係る保護者、学校、教育委員会それぞれの事務負担を少しでも実費確認の必要性があまりないと思われ、 ○特に新1年生のレシートの保存・提出等については、保護者より無かった等の相談を受けることが多く、また、無かった分の申請をしないという選択をする事例もある。申請の見込みのある者に早めに周知を行うなどしているが限界がある。 ○レシート記載の品が、対象物品であるかどうかの基準も曖昧で、判断が難しいこともあり事務負担が大きい。学校の事務負担軽減の面からも、制度改正が望まれる。 ○定額支給にすることにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が大きく減る。また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請を怠っていた世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。 ○平成30年度行政事業レビューにおける有識者の意見にも定額支給等の必要性が挙げられており、現場・保護者等の負担軽減のためにも定額支給を提案する。 ○用品購入時のレシートの保存及び提出がなくなり、負担が大きく減り、手続きの煩雑さから申請を怠っていた世帯にも支給されるようになり、より法の趣旨に対応した制度となる等、住民の利便性が向上することが予想される。 ○当市においても同様、実費確認の方法として、保護者に「学用品等購入明細書」の提出を求め、学校には一括購入している学用品費等の徴収明細書の提出を求めており、負担となっている。 ○特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、文部科学省が発行する「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」に対象物品を大まかに示しているのみであるため、学校は保護者から提出されたレシートを整理するとともに、購入物品が補助対象物品か逐一確認することにも時間を要する。 ○提案団体と同様、定額支給にすることにより、支給金額の確認にかかる作業が軽減されるとともに、購入物品が補助対象物品か逐一確認することにも時間を要する。 ○学用品等の購入方法が多岐にわたり、インターネットショッピングを利用した際には、レシートが出ない場合や、注文履歴とクレジットカードの明細の2種類を確認しなければならないなど、レシート等の確認方法が複雑、困難となっており、事務処理がさらに煩雑となっている。 ○当市では、保護者に学用品等購入申告書及び領収書等の提出を求め、申告書と領収書等の内容を確認して支給金額を決定している。対象品目や購入金額の確認は非常に煩雑であり、定額支給に改正されれば事務負担は大きく軽減される。また、領収書等を紛失した保護者については、保護者の筆名・押印により申告書のみで確認を行っているが、家計簿等により購入金額を確認できない保護者は申告を断念する事例も生じている。制度の公平性・公正性を確保する観点からも定額支給への改正の必要性は高い。 ○当県でもレシートごとに内容や金額を確認し、集計する必要があるため、この作業が学校での負担となっている。また、保護者は、用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。 ○市町村が所管する小中学校の特別支援学校だけでなく、都道府県が所管する特別支援学校も同様であり、定額支給にすることにより、職員と保護者の負担軽減となる。また、定額支給にすることに加え、事前支給とすることにより、経済的に立替えられず購入できなかった世帯に支給が可能となり、法律等の趣旨に沿った支給となる。 ○特別支援学級及び通級指導教室の増加に伴い、経験の少ない職員が支給事務にかかわっている現状がある。働き方改革による勤務軽減と個人情報の取り扱いに関する情報セキュリティの観点から、支弁区分に基づく、定額支給が望ましい。 ○事務負担だけでなくレシート等の保存及び申請時の提出は保護者の負担が大きい。 ○レシート等の場合、品目が必ずしもはっきりと記載されていない場合もあり、認定に苦慮することが、多数ある。

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
155	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	日本スポーツ振興センター-災害共済給付金支給事務の自治体からセンターへの委譲	学校・園等の管理下における児童生徒等の災害に対し、給付される災害共済給付金の支給方法について、見直しを提案するもの。	現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。	日本スポーツ振興センターから、直接保護者へ支給することにより設置者(各教育委員会)及び園・学校の事務を軽減し、保護者への確実な給付を図ることができる。	独立行政法人日本スポーツ振興センター-法施行令第4条第5項	文部科学省	熊本市	宮城県、神奈川県、川崎市、新潟市、田原市、京都市、岡山県、徳島市、高知県、久留米市、大村市、宮崎県、宮崎市	<p>○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校から保護者へ受渡しする際、基本的に、口座から現金で引き落とし、各保護者ごとに段階に分けて渡しているため、各学校の負担が大きい。また、設置者及び園・学校を経由することで、支給決定時点から保護者が給付金を受け取る時点までタイムラグが生じます。</p> <p>○災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会)を経由して、保護者へ支給することとなっている。市が保護者へ受渡しをしているため、経過する間の時間がかかっており、また、一部銀行では手数料の負担を求められることもある。災害共済給付金が日本スポーツ振興センターから保護者へ支給されれば、設置者及び園・学校の事務を軽減し、保護者への確実な給付も図ることができる。</p> <p>○当市では、日本スポーツセンターから設置者(当市教育委員会)に振り込まれた給付金を、各校の養護教諭から連絡のあった児童保護者の口座に振り込む方法で支給していますが、口座の管理を養護教諭が行わなくてはならず負担が大きい。</p> <p>○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。そのため、設置者は日本スポーツ振興センターから給付金の受け入れや学校への予算命達などの事務が発生し、また学校は、設置者からの予算命達後、給付金の支給事務(口座振替)を行うこととなり、事務が繁忙である。また、給付決定より給付金が保護者に支払われるまでに時間がかかる。日本スポーツ振興センターより直接保護者へ支給することになれば、給付決定の段階で支払いが行われるため、メリットが大きい。</p> <p>○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。</p> <p>○当市においては、養護教諭の現金化による保護者への支給ではなく、当市教委から各保護者の口座への振込という手段をとっている。</p> <p>そのため養護教諭の負担が多少は軽減されているが、日本スポーツ振興センターから直接保護者へ支給することにより、当市教委の負担も軽減できる。</p> <p>○当県では、1件1千万円以上の見舞金等については、本課から直接、それ以外については、各学校への予算を再配当し、学校から保護者の指定した口座に振込をしている。事故防止の観点からも事務職員、保護者ともに負担のない方法ではあるが、毎月の支給件数を考慮すると、日本スポーツ振興センターから、直接保護者へ支給するほうが、日本スポーツ振興センター担当職員、学校の職員の負担の軽減になる。</p> <p>○災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから教育委員会、学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。</p> <p>○現在、保護者から災害共済給付の申請と一緒に振込口座届出書を提出してもらい、当市から直接その口座に振込みをしている。学校から保護者へ口座届出書の提出依頼や、市での支払い処理件数も多く、負担となっている。</p> <p>○当市では、センターから決定された給付金を市教委で受け、市教委から直接保護者の口座に振り込んでおり、学校は経由しておりません。毎月の申請数は膨大で、振り込み等に要する作業は設置者の負担となっています。センターから保護者へ直接給付金が支払われることで、設置者の負担軽減が見込まれるので本提案に同意します。</p> <p>○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校から保護者へは、各保護者の口座へ振り込む必要があり、現金で受け渡しの場合は、受取り日を約束した上で受渡しを行っているため、各学校の負担が大きい。</p>	
221	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	職業能力開発短期大学校生の能力向上や進路の幅を広げるため、現在は認められていない文部科学省系4年制大学への編入学が可能なよう制度の見直しを求めるもの。現状では、学校教育法に定められている次の学校のみ編入学の対象とされているが、職業能力開発短期大学校も対象に含めてもらいたい。	職業能力開発短期大学校で履修した単位については、平成26年9月1日付文科省高等教育局長通知により、大学での単位として認められるようになったが、編入学については認められず、単位互換の実績をみて判断するとされており、継続検討となっている。しかしながら、時間割に余裕が無いうえ、大学への移動に相当の時間を要するため、他校へ進学して単位を取得することは物理的に不可能である。このため、単位互換の実績ではなく、専修学校と同等以上の水準を有していることをもって、編入学の対象とすべきと考える。	大学への3年次への編入が認められれば、学位取得が可能になるだけでなく、卒業先の選択幅が大きく広がることにより、志願者増につながり、若年者の県外流出を防ぐことが出来る。また、在学生の学修意欲の向上、地域における産業人材及び実践技術者の供給につながり、ものづくりや地域産業の活性化に大きく寄与することが期待される。	学校教育法	文部科学省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	長野県	<p>○職業能力開発短期大学校から大学への編入学の一環として、平成26年9月1日付文科省高等教育局長通知により、大学側で60単位までの単位の認定が可能になった。一方で、編入学については、単位互換の実績が必要との見解を示されている。これらを踏まえ、当県では単位互換の実施に向けて検討を行ってきた。しかしながら、職業能力開発促進法で定められている訓練時間の確保及び他大学へ進学しての単位取得を両立することは物理的に不可能である。制度改正により、意欲ある学生の進路選択の幅を広げることができ、高度な技術者の養成が期待できる。また、工科短期大学の進学先としての魅力の向上により、地元で学び、地元企業を知り、地元で就職する「郷学郷就の産業人材」が増えることが期待される。</p>
231	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	宗教法人法を改正し暴力団排除規定を追加	宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。	【現状】 法定委託事務として各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所掌している。宗教法人法には、暴力団員等についての欠格要件が規定されていないため排除することができない。	宗教法人を資金源とした暴力団活動を無くし、安全で平穏な住民生活と社会経済活動の確保に資する。	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員) 同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	文部科学省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	石川県、愛知県、大分県、兵庫県、岡山県	<p>○当県においても暴力団の活動は活発であり、暴力団が宗教法人の税制優遇措置を利用することで、その税制優遇の趣旨に反し、暴力団の活動のための資金となる蓋然性がある。</p> <p>○当県においても、反社会的勢力と見做る者から法人設立の相談が寄せられたことがある。</p> <p>○暴力団員にも信教の自由はあるが、宗教法人は規制上の優遇が認められているので、暴力団の関与は排除すべきと考える。(なお、当県には支障事例はない。)</p> <p>○当都道府県では、「暴力団排除条例」の施行のもと、事務事業から暴力団を排除する方針を打ち立てているなど、全庁をあげて暴力団対策に取り組んでいる。宗教法人の組織運営において、特に事業活動を展開するうえで、反社会的勢力である暴力団を排除することは、宗教活動の適正な運営に資することから、制度改正が望ましいものと考えている。</p>
267	A	権限移譲	教育・文化	大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する大学に関する認可等の権限移譲を求める。	関西はひとつの経済圏及び生活圏であるとともに、環境・エネルギーやライフサイエンス分野において世界トップクラスの研究機関や企業の集積を活かしたオープンイノベーションの取組も進んでおり、研究開発や高等教育のグランドデザインを描くには最適な規模と環境を有している。	少子化が進み、社会資源の先細りが懸念される中、地方に拠点を置く大学が、地方のフィールドやネットワークを活かし、産業界で求められる研究や人材育成を行なっていくことで、大学の存在感の発揮を図ることができる。	学校教育法第4条、第85条、 私立学校法第4条、第8条、 大学設置基準	文部科学省	関西広域連合			<p>関西広域連合及び広域連合の構成府県市においては、経済団体や業界団体と連携しており、産業界が求める人材ニーズや研究成果の実用化ニーズなどを把握することが可能である。</p> <p>広域連合の構成府県市では高校までの学校教育及び中堅人材を輩出する専門学校を所管しており、生徒の進学動向や学びのニーズを把握することが可能である。</p> <p>関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。</p>

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
268	A	権限移譲	教育・文化	専門職大学の認可等の権限移譲	関西広域連合区域内に設置する専門職大学に関する認可等の権限移譲を求める。	今後の地方創生推進に向け、それぞれの地域特性に応じた人材育成のニーズが高まる中、そのための専門人材育成機関の認可等の事務は地域の将来像を描く自治体が担うことが望ましい。 関西広域連合は関西の自治体で構成されており、既存の専門学校設置者が専門職大学の設置を目指すことも想定される中、現在専門学校を所轄している府県で構成する関西広域連合が審査者として適格である。 関西広域連合は関西の経済団体などのつながりも深いことから、設置(予定)者の人材育成方針の妥当性や将来性を的確に評価できるとともに、適切な実習フィールドや卒業後の進路等についての助言も可能である。 関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。 所管の窓口が関西にあることで、学校の設置(予定)者からの事務相談や事前相談に円滑に対応することも可能となり、より実現性の高い申請につながる。	関西には多様な産業、歴史や文化、高度な医療関係施設の集積、クールジャパンなどの強みがあり、関西広域連合ではこれらを活かした政策を推進している。当該認可等の権限を移譲することにより、関西の強みを活用した、高い能力を持った人材育成を進めることが可能となる。また、学生の地元就職・定着、人材循環の促進・継続につながり、地方創生に資する。 地域におけるこのような好循環を創出するため、関西広域連合に実証実験的に専門職大学に係る権限移譲を求めるものである。	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条 専門職大学設置基準	文部科学省	関西広域連合		